

令和 5 年 4 月 27 日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2022

課題番号：19K02573

研究課題名（和文）1920年代日本の中等学校入学難問題にみる選抜の公正性に関する研究

研究課題名（英文）A Study on the Fairness of Selection in the Secondary School Admission Difficulties in the 1920s Japan.

研究代表者

石岡 学（ISHIOKA, MANABU）

京都大学・人間・環境学研究科・准教授

研究者番号：00624529

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,800,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、1920年代日本の中等学校入学難問題をめぐる議論のありようを、総体的に解明したものである。特に、入学試験のあり方をめぐる議論の中で、それぞれの主張の前提・根拠となる能力観に着目しつつ、選抜の公正性がどのようなものとして捉えられていたのかを明らかにした。それを通して、近代日本社会に通底する「選抜の公正性」をめぐる問題系のフレームワークを解明した。そこには、中等学校入学資格をめぐる能力観、能力の可変性に対する認識、人為的選抜の技術的限界に対する認識の三つの要素が関連していた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義は、第一に、断片的に行われてきた1920年代中等学校入学難問題に関する先行研究を乗り越え、同問題に関する議論の全体像を総体的に明らかにした点である。第二に、入試をめぐる議論の分析を通して、選抜の公正性（特に、メリトクラシーという大原則を实践レベルでどう運用するか）に対する近代日本特有の社会的認識を明らかにした点である。以上の知見は、教育と選抜に関する歴史社会学研究としての学術的意義だけでなく、今後も求められるであろう入試改革の議論・動向に対し有益な示唆を与えうるといふ点で、社会的意義を有している。

研究成果の概要（英文）：This study provides a general clarification of the nature of the debates surrounding the issue of secondary school admission difficulties in Japan in the 1920s. In particular, it clarified how the fairness of selection was regarded in the debate over the entrance examination, focusing on the view of ability as the premise and basis for each argument. Through this, we have elucidated the framework of the problematic system of 'fairness in selection' that runs through modern Japanese society. Three elements were related to this: the view of ability in terms of secondary school entrance qualifications, the perception of the variability of ability, and the perception of the technical limitations of artificial selection.

研究分野：教育の歴史社会学

キーワード：入学試験 1920年代 中等学校 入試改革 能力観 教育と選抜 歴史社会学

1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究の学術的背景

近代社会においては、メリトクラシー(業績主義・能力主義)が支配的規範となるにつれ、能力に応じた公平な選抜の仕組みが要請されるようになる。多くの社会で業績・能力の指標とされてきたのは学歴であるが(ドーア(1978)など)近代日本の場合、学歴の獲得可能性は実質的に上級学校への入学試験という局面に強く焦点化されてきた。それゆえ、明治以降今日に至るまで、入試は常に一定以上の社会的関心を集め続け、試験の形式や選抜システムのあり方は幾度となく「改革」の対象とされ続けてきた。

こうした試験に対する強い社会的関心の背景に、試験による選抜の公正性に対する社会的コンセンサスの揺らぎを指摘することができる。ここでいう選抜の公正性とは、「公平性」と「正当性」という二つの要素から構成される。「公平性」は、社会的属性によるバイアスやカンニングなどの不正を排除し、あくまで設定されたルール・基準のみに従って選抜が行われることを意味する。また「正当性」は、選抜の形式(筆記・面接・内申書 etc.)あるいはそれによる選抜の結果が、選抜の目的に対し適格的であるかどうかを意味する。選抜の「正当性」に対する判断は、選抜の基準となる「能力」のあり方に対する認識(=能力観)の違いによって異なってくる。選抜の公正性をめぐる問題とは、以上の意味での公平性と正当性をいかに両立させるかという問題であるといえるが、この二つの要素は日本社会ではしばしば両立困難なものとして捉えられてきた。だからこそ、近代日本の入試の歴史は頻々たる「入試改革」の歴史でもあったのである(増田・徳山・斎藤(1961)など)。

近現代日本を通じ、こうした選抜の公正性をめぐる課題が社会問題として表面化した時期はいくつか見られる(1960年代の高校全入運動、1970年代の共通一次試験導入、2010年代の大学入試センター試験改革、等)。その中で、最も早い時期に広範な人々を巻き込んだものが、1920年代の中等学校中学難問題である。この時期、中等学校進学希望者の増大を背景とした「受験地獄」の発生により入試の「弊害」が顕在化し、その解決をめぐって種々の議論・活動が活発化した。

近代日本の入試の歴史が、同じパターンを繰り返す「入試改革」の歴史であったこと(竹内(1988)のいう「リボルビング・ドア・ポリシー」)を踏まえると、最も早い時期に広範な社会問題となった1920年代の中等学校入学難問題に照準することには、大きな意義がある。そこに現れた論争の構図には、近代日本における「選抜の公正性」に対する認識のありようが、本質的に表れていると考えられるからである。

(2) 先行研究の問題点

1920年代の中等学校入学難に関する先行研究では、この時期の入学難の実態やその社会的背景についての分析、あるいは当時試みられた様々な選抜法の検討などが、主として行われてきた(木村1992、武石2005年、江口2007など)。これら先行研究の知見によって、1920年代の中等学校入学難問題は、人口動態上の問題(義務教育皆卒業の達成、進学希望者の増大等)と、従来型試験見直し機運の高まり(教育を科学的に捉えようとする教育測定運動の興隆など)を主たる背景としていたことが明らかにされている。しかし、これらの先行研究では、選抜の公正性という観点から当時の議論を分析するという関心は概して弱く、選抜の公正性に対する社会的認識のありようは十分に明らかにされてこなかった。

その中で、西本(2007)や細尾(2008)、石岡(2014)は、入試改革をめぐる諸種の主張の背後にある「教育と選抜」に対する認識の解明に焦点を当てたものである。しかし、各研究の論点である「機会均等」「評価論」「抽籤論」がどう関連していたのかは未解明のままであり、選抜の公正性に対する社会的認識を総体的に明らかにした先行研究は存在しない。

2. 研究の目的

以上をふまえ、本研究では、1920年代の中等学校入学難問題をめぐる議論のありようを、総体的に明らかにすることを目的とする。特に、入学試験のあり方をめぐる議論の中で、それぞれの主張の前提・根拠となる能力観に着目しつつ、選抜の公正性がどのようなものとして捉えられていたのかを明らかにする。それを通して、近代日本社会に通底する「選抜の公正性」をめぐる問題系のフレームワークを解明することを最終目標とする。

3. 研究の方法

本研究は、文献資料の分析を主たる方法として、以下に示す手順に従って進められる。

まず、先行研究の知見や当時の統計資料等を整理し、事実レベルで中等学校入学難問題の社会的背景をおさえる。

次に、分析対象となる資料、すなわち 中等学校入学難問題や入試方法(メンタルテスト等も含む)に関する書籍、および 教育雑誌における中等学校入学難問題を扱った記事、『教育週報』『東京朝日新聞』『読売新聞』における同問題の関連記事を調査・収集する。具体的には、は榎崎浅太郎『選抜法概論』(1924年)、市川源三『中学高女愛児の入学』(1928年)、朝日新聞社『中等学校入学問題の解決』(1929年)など、は『教育時論』『帝国教育』『教育論叢』『教育学術界』『教育研究』『学習研究』『学校教育』『小学校』『児童教育』『教育の世紀』等である。

分析の手順・方法は以下の通りである。まず、中等学校入試撤廃期成同盟の動きなどを中心に、どのようなアクターがどのような活動を展開していたのかを、歴史的事実として明らかにする。次に、入試のあり方をめぐってどのような主張がなされたのか、特に論者の立場の差異(教育学研究者、心理学研究者、政策担当者、小学校教員、中等学校教員、保護者、等々)に着目し、抽出と整理を行う。それらの分析を通して、それぞれの主張の前提となっている能力および公正性に対する観念を明らかにする。

最後に、これら一連の作業を総括し、選抜の「公平性」「正当性」をめぐる種々の主張がどのような能力観に根拠づけられたものであったのかを明らかにし、近代日本社会における「選抜の公正性」に対する認識のありようを包括的に解明する。

4. 研究成果

(1) まず、先行研究の整理および当時の統計資料等の分析から、中等学校入学難問題の社会的背景を明らかにした。その結果、人口動態の変化(義務教育卒業率や中等教育進学状況、中等学校数等)、学校衛生の普及(児童の心身発達に対する「悪影響」への注目)、教育測定への関心増大を背景とした試験法見直しの機運の高まりの3つの点が、主な背景であったことがわかった。これらを背景として、中等学校入学難問題が「入試改革」へと焦点化されていった経緯を明らかにした。(2) 中等学校入学難問題の解消に向けて、誰によってどのような改革案が提示されたのか、その主張の論拠も含めて明らかにした。具体的に提案されていたのは、主に学校増設・夜間授業の実施・学区制の導入・入試科目の増減・メンタルテスト(精神検査)の導入・抽籤法の採用・入試自体の廃止、などである。そのうえで、これらの提案が誰にどのように評価・批判されたのかを、同様にその論拠も含めて明らかにした。特に、当時この問題に関して多くの論を発信し影響力のあった人物(市川源三・伊藤長七・田中寛一・千葉命吉・榎崎浅太郎・野口援太郎)については、彼らの能力観や教育観についても視野に入れ詳細な検討を行った。

(3)(2)のうち、特にメンタルテストと抽籤法については、より深く掘り下げて分析・考察を行った。それは、これらの方法が能力観、具体的には「どのような能力を測定することが可能か(逆に、どのような能力は測定できないのか)」をめぐって、他の提案と比べて明確に見解が衝突し合うものだったからである。

まず、メンタルテストを推進する立場からは、専ら記憶力の測定に終始してきた従来の筆記試験に対し、より科学的・客観的に素質を測定でき、かつ受験準備教育の軽減にも寄与し得るメンタルテストの優位性が主張された。また、抽籤法を唱道する立場からは、メンタルテストは知能の最上位群・最下位群の選抜には高い精度を示すものの中位群の厳密なランキングは現状の技術的到達点では不可能であるとの認識のもとに、この中位群に対し公平な抽籤法を採用することが主張された(特に心理学者の榎崎浅太郎。また、これとはやや異なる観点、すなわちすべての小学校卒業者は中等学校入学資格を有するとの観点から、抽籤法を主張する入試撤廃論者もみられた)。しかし、いずれも素質や運といった本人の努力次第で変えることの難しい要素を選抜の根拠とするものであるために、努力や教育を通じての能力の伸長可能性を信奉する立場からは批判されるものであった。ここで争点となっていたのは、能力を固定的・恒常的な素質に規定されるものとみるか、能力の変異性・可塑性を重視するか、という根本的な能力観の差異であるといえる。

(4) こうした中等学校入試改革をめぐる議論が、いかにして文部省による実際の入試改革に帰結していったのかを、主に『教育週報』などの報道記事を史料として明らかにした。文部省の入試改革とは、1927年11月に決定・公布された訓令第19号をはじめとする一連の法令のことを指す(具体的な内容は後述)。

一つの契機となったのは、1925年9月に東京の教育関連団体(東京府教育会・東京市教育会・帝国教育会など50団体)を中心として「中等学校入試撤廃期成联合会」が結成されたことである(以下、「联合会」と略す)。これにより、それまで必ずしも主流的ではなかった「入試撤廃」が、俄かに入試改革の焦点となった。しかし、小学校側からは比較的賛同的な意見が寄せられた一方で、中等学校側からは根強い反対の声があがった。その結果、妥協的な形として「筆記試験撤廃」が目指されていくことになる。

こうした運動もあって、文部省も1927年に入ると入試改革に本腰を入れて取り組み始めた。同年7月に提示した「案」への批判をふまえた検討を経て、先述の通り同年11月に中等学校入試のあり方を大きく変える改革を実行した(文部省令第26号による中学校令施行規則改正、文部省訓令第19号、文部次官通牒「中等学校試験制度改正二関スル件」)。具体的には、中等学校入試における筆記試験を原則として禁止し、入学者の決定を出身小学校長の内申書・口頭試問・

身体検査さらに最終手段として抽籤によることとした。

この制度改革に対するさまざまな反応、および各地・各学校での選抜のありようなどについて資料の分析から明らかになったことは、この改革がたぶんに聯合会の動きに押されたものであり、必ずしもその内容に関して十分に議論し尽くされ各方面のコンセンサスを得たうえで実施されたものではなかったということである（実際、この改革の内容は1925年12月に聯合会が発表した案をほぼ踏襲している）。たとえば、大阪では小学校側・中学校側を問わずこれに反対する声が多かったし、広島県のある小学校長は全くもって寝耳に水だったとの認識を示していた。そのうえ、文部省は内申書の活用方法や口頭試問の方法などについて、具体的な指示は出さなかった（当時のトレンドに沿って「画一教育の方針は採らない」としていた）ため、学校現場ではさまざまな混乱が生じ、新選抜法に対し不評極まる結果を招来した。こうした不評判が多くみられたこと、加えて大阪において「情実」による不正（内申点の改ざんなど）が発覚したことなどもあって、文部省は1929年11月に「必要アル場合ニ於テハ筆記試問ノ方法ヲ加フルヲ得ルコト」とする次官通牒（発普234号）を出し、筆記試験が事実上復活することとなった。入試改革をめぐる一連の動きは、こうして元の木阿弥となって終息した。

（5）以上の研究成果を、「研究の目的」で掲げた選抜の公正性という観点から簡潔に総合する。

中等学校の入学者をいかにして選抜するかという問題は、つまるところ、中等教育を受けるのにふさわしい能力とは何かという問題である。これに関して、まず、「初等教育の卒業者は全員にその能力がある」とする立場と、「優秀な者を選抜すべきである」とする立場に分かれる。前者は入試は必要ないとしその撤廃を主張するものであり、しばしば抽籤法を是としていた。後者については、「優秀な者とはどういう者か」という点に関し一枚岩ではない。受験勉強という努力によって得られた知識・能力を評価する立場からは従来の筆記試験が是とされ、試験の時点ではなく将来の伸びしろを高く評価する立場からは素質の高さを測定するメンタルテストが推されるなどした。さらに、人為的選抜の限界に留意する立場からも、抽籤法が主張されていたことは非常に興味深い。

このように、公正な選抜とは何かをめぐるコンフリクトは、中等学校入学資格をめぐる能力観、能力の可変性に対する認識、人為的選抜の技術的限界に対する認識、の三つの要素が絡み合って生じていたのであった。

（6）以上が、本研究による成果の概要である。より精緻な分析の内容・結果、および考察については、後日公刊される学術書において詳論する予定である。

参考文献

- ・ドーア、R.P.（松居弘道訳）、1978、『学歴社会』、岩波書店
- ・江口潔、2007、「戦間期の入学試験改革におけるメンタルテストの影響」『教育学論集』49、pp.185-207
- ・細尾萌子、2008、「昭和2年の中学校入学者選抜方法改正時における二つの評価論の位相」『関西教育学会年報』32、pp.36-40
- ・石岡学、2014、「1920年代日本の中等学校入試改革論議における『抽籤』論にみる選抜の公正性」『教育社会学研究』94、pp.173-193
- ・木村元、1992、「1920年代中等学校入学者選抜の実態に関する一考察」『四国女子大学研究紀要』11-2、pp.213-226
- ・増田幸一・徳山正人・斎藤寛治郎、1961、『入学試験制度史研究』、東洋館出版社
- ・西本佳代、2007、「昭和初期中学校入試改革における機会均等をめぐる論争」『中国四国教育学会教育学研究紀要』53、pp.58-63
- ・武石典史「東京府における中学校受験競争問題と私立中学校」『教育と社会 研究』15、2005年、pp.71-79
- ・竹内洋、1988、『選抜社会』、リクルート出版

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 石岡 学	4. 巻 30
2. 論文標題 明治初期の小学校における「試験の弊害」の意味	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 人間・環境学	6. 最初と最後の頁 1-17
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 石岡学
2. 発表標題 「青春」イメージの現代史
3. 学会等名 日本比較文化学会（関西支部例会）（招待講演）
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 小山静子・石岡学編著	4. 発行年 2021年
2. 出版社 六花出版	5. 総ページ数 336
3. 書名 男女共学の成立	

1. 著者名 石岡学	4. 発行年 2020年
2. 出版社 青土社	5. 総ページ数 320
3. 書名 「地方」と「努力」の現代史	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------